

日本における伝統園芸植物の保存と継承の現状と課題

鈴木 弘 孝

1. 調査の背景と目的

わが国では、四季折々の季節の移ろいによって変化する豊かな自然環境の中で日本人独特の自然観が形成され、古来より身近な草花を和歌に詠み、身近な調度品等に花をあしらひ、床の間の花一輪に自然の無限性を感じるなど、花と緑を愛でる独自の園芸文化を発展させてきた。

特に、江戸期には、鎖国政策がとられるとともに、戦争のない太平の世が 260 年も続く中で、武家階級から庶民層にいたるまで、園芸に親しむ等最も園芸文化が興隆をみせた。このような、歴史的な社会環境の中で、園芸植物の変り種や葉色の変化等の新しい園芸品種が作出され、「番付」といった優良品種が競われるとともに、「銘鑑」や「図譜」といった植物目録が整備されていった。

しかしながら、わが国の園芸文化として独自の発展を遂げた伝統園芸植物も、明治維新以降の近代化が進展する中で、一部の愛好団体等の手によって維持・保存されつつも、衰退の一途をたどりつつある。今日では、保存・継承を担う団体の構成員の高齢化等により、そのまま放置した場合には消失の危機に瀕している園芸植物種も顕在化しつつあるが、それぞれの団体において伝統園芸植物の保有と継承が独自に勧められているものの、その現状を包括的に整理された資料は見られない。

一方、わが国の植物種の保存と展示を主体的に担ってきた植物園においても、公共・民間を問わず伝統的な園芸植物の保存・展示の位置づけと取り組みの実態について、これまで十分に明らかにされてはいない状況にある。

そこで本調査は、わが国を代表する園芸文化の遺産の一つである伝統園芸植物の保存と継承のために、関係する機関や団体などが保有する伝統園芸植物についての現状と課題をアンケート調査の結果から整理し、今後の伝統園芸植物の適切な保存と継承の一助とすることを目的としている。

2. 調査の方法

2. 1 調査対象

既存の文献等とインターネットなどによる調査から、伝統園芸植物に関する団体、機関、個人などを、対象品目ごとにピックアップした。その結果、(社)日本植物園協会の会員他 137 の関係機関と保存団体等 49 団体のあわせて 186 の機関又は団体等を対象にアンケート調査を実施した。調査の実施期間は、2009 年 3 月 3 日から 3 月 24 日までの 22 日間である。アンケート調査の概要は、表 1 に示す。

表 1 アンケート調査の概要

調査日	2009.3.3～3.24		
調査票	機関向けと団体向けの 2 種類		
[1] 機関向け	配布数： 137	有効回答数： 67	有効回答率： 48%
[2] 団体向け	配布数： 49	有効回答数： 26	有効回答率： 53%
計	配布数： 186	有効回答数： 93	有効回答率： 50%
配布方法	郵送		
回答	郵送またはメール		

とおりであり、植物園等の機関から 67(有効回答率 48.9%)、保存団体等から 26(有効回答率 53.1%)、総計 93(有効回答率 50.0%)を得た。

2. 2 調査項目

調査対象に応じて、植物園等の機関向けと保存会等の団体向けに調査票を二種類作成し、おのの別にアンケート調査を実施した。それぞれのアンケート調査の項目は表 2 に示すとおりである。

3. 伝統園芸植物の定義と範囲

3. 1 伝統園芸植物の定義

伝統園芸植物の保存継承を図るためには、まずは対象とする伝統園芸植物の定義を明確にし、どの品目の植物がそれに該当するのかを明らかにする必要がある。

江戸時代に独自の園芸文化として興隆し、園芸品種として栽培された植物は、「古典園芸植物」もしくは「伝統園芸植物」と称されるが、その定義と対象とする植物の範囲は必ずしも明確にはなっていない。荻巣ら¹⁾は、その著において「伝統園芸植物」という語を用い、「「伝統園芸植物」とは江戸の美意識と教養、それを支える職人の技によって生み出された園芸」と定義している。本稿では、荻巣ら¹⁾の用いた「伝統園芸植物」という用語を用いることとした。また、本稿で使用する「伝統園芸植物」については、以下の(条件-1)から(条件-4)までの条件を満たす植物と定義した。

(条件-1) 江戸時代に育まれた主に日本人独自の美意識や価値観によって観賞の対象として選抜された植物

①江戸時代以前に大陸の影響によって観賞の対象となった植物であってもその後江戸時代に日本人独特の価値観で独自に発達した植物を含む。

表2 アンケート調査項目一覧

対象	区分	質問項目	関連項目
[1] 機関向け	1. 機関の情報	(1) 連絡先	
		(2) 情報の公開	
		(3) 保存継承活動の有無	
	2. 質問事項	(1) 品目別の品数	
		(2) 実施している保存継承活動の内容	(2)-1 収集・保有活動の有無と実施場所 (2)-2 展示活動の有無と実施形態 (2)-3 品種確定活動の有無と実施形態 (2)-4 増殖活動と譲渡の有無 (2)-5 調査研究活動の有無 (2)-6 普及啓発活動の実施形態
		(3) 施設や設備の有無と面積	
		(4) 要員の有無と人数	
		(5) 保存継承活動に関する課題	(5)-1 収集・保有に関する課題 (5)-2 展示に関する課題 (5)-3 品種確定に関する課題 (5)-4 増殖に関する課題 (5)-5 調査研究に関する課題 (5)-6 普及・啓発に関する課題 (5)-7 施設や設備に関する課題 (5)-8 組織や体制に関する課題 (5)-9 その他の課題
		(6) 期待される方策	一方策ごとに対応を選択 一特に必要と思われる方策を3つまで選択
		一その他の期待される事項	
[2] 団体向け	1. 団体の情報	(1) 連絡先	
		(2) 会員数と会員の所在地、支部数	
		(3) 情報の公開	

対象	区分	質問項目	関連項目
[2] 団体向け	2. 質問事項	(1) 品目別の品種数	
		(2) 実施している保存継承活動の内容	(2)-1 収集・保有活動の有無と実施形態 (2)-2 展示活動の有無と実施形態 (2)-3 品種確定活動の有無と実施形態 (2)-4 増殖活動と譲渡の有無 (2)-5 調査研究活動の有無 (2)-6 普及啓発活動の実施形態
		(3) 保存継承活動に関する課題	(3)-1 収集・保有に関する課題 (3)-2 展示に関する課題 (3)-3 品種確定に関する課題 (3)-4 増殖に関する課題 (3)-5 調査研究に関する課題 (3)-6 普及・啓発に関する課題 (3)-7 その他の課題
		(6) 期待される方策	－方策ごとに対応を選択 －特に必要と思われる方策を3つまで選択
		－その他の期待される事項	

②美意識や価値観を重要な要素とし、江戸時代の嗜好の継続として明治時代以降に同様な視点から選抜された植物を含む。ただし、嗜好の対象として選抜が始められた時期が 50 年前未満の植物は対象外とする。

③美意識や価値観を具体的に表すものとして、栽培により高度な技術を要する方向並びにたおやかな容姿と珍稀性を求める方向で選抜が進んだ植物を対象とする。

(条件－2) 長い時間と労力をかけた選抜の結果、品種群の一部もしくは大半が観賞の対象となる部位について野生種としての原形をとどめていない品種群を生じた植物

①配などにより単なる色変わりや花卉の大小などが生じただけの品目は対象外とする。

(条件－3) 選抜の結果、品種が多数出現し、かつ、各々 に日本人の文化的素養に基づく品種名がつけられている植物

①種が多くとも文化的素養に基づいた品種名が品目の多くにつけられていない植物は対象外とする。

②品種数は概ね 10 種以上とする。

③品種名をつけることにより番付などで品種の優劣を競い合う行為や銘鑑や図譜などにより品種の違いを表現する行為がなされたことを重要視する。

(条件－4) 在来種、渡来種を問わず、日本の国内において品種化が進み、わが国の一般的な気候風土によって栽培が可能な植物

表 3 伝統園芸植物の区分と対象植物名

区 分	植 物 名
木本	花梅、木瓜（ぼけ）、桜、花桃、楓、椿、山茶花（さざんか）、躑躅（つつじ）、皀月（さつき）、藤、牡丹（ぼたん）、百両金（からたちばな）、紫金牛（やぶこうじ）、万両、南天、花柘榴（はなざくろ）、松、杉
草本	朝顔、万年青（おもと）、花菖蒲、杜若（かきつばた）、菊、桜草、芍薬（しゃくやく）、伊勢撫子（いせなでしこ）、福寿草、細辛（さいしん）、葉蘭（はらん）、石菖（せきしょう）、石蒜（つわぶき）、雪割草、君子蘭（くんしらん）、紋天竺葵（もんてんじくあおい）
ラン類	富貴蘭（ふうきらん）、長生蘭（ちょうせいらん）、春蘭（しゅんらん）、寒蘭（かんらん）、錦蘭（にしきらん）
ヤシ類	観音竹（かんのんちく）
シダ類	巻柏（いわひば）、松葉蘭（まつばらん）、変化葉瓦草（へんかばのきしのぶ）
水生植物	花蓮（はなばす）
その他	斑入り植物

3. 2 伝統園芸植物の対象

3.1 の定義に基づく伝統園芸植物の区分と具体的な対象は表 3 のとおりである。

4. 調査の結果と考察

4. 1 保有と収集の状況

現在の収集状況については、図 1 に示すとおり植物園等の機関(以下「機関」という。)と保存団体又は個人(以下「団体」という。)との間で大きな差異が見られた。団体は 8 割以上が伝統園芸植物を収集していると答えたが、機関においては 3 割程度に留まった。

機関においては、「品種の保存や栽培に苦労している」と答えた割合が 43.9%

と半数近くを占め、過去に収集したものや、植物園の開園時に植栽されたものを何とか維持はしているが、保存上課題のあることが窺われる。

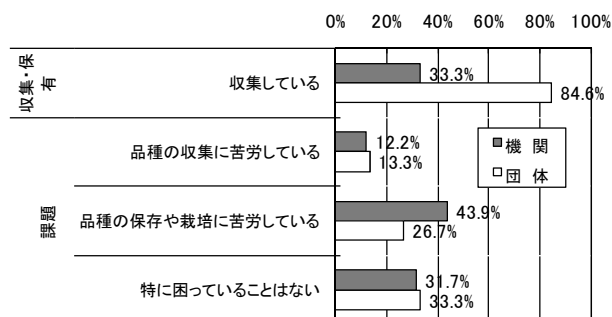


図 1 収集・保有と課題

また、団体についても 26.7%が、「品種の保存や栽培に苦勞している」と回答しており、団体を構成する会員等の高齢化等により、栽培技術が適切に継承されないなど、保存継承に支障を生じていることが窺われる。これに対して、「特に困っていることはない」との回答が機関、団体とも約 3 割を示しているが、このことから回答どおり品種の収集と保存が適切に行われていると断定することには無理があり、後掲の品種の確定と登録、栽培技術の実態と合わせて検討する必要がある。

4. 2 展示

展示については、図 2 に示すとおり機関、団体共に何らかの形で展示を行っているところがほとんどであることが分かる。展示における課題として、機関では「人材不足・要員不足」が 27.1%と最も多く、次いで「作^{補注 1)}のよい栽培ができていない」、「予算確保が難しい」の順となっていた。これに対して、団体では「予算確保が難しい」が 20.5%と最も多く、次いで「人材不足・要員不足」、「場所・スペースの確保が難しい」の順となっていた。

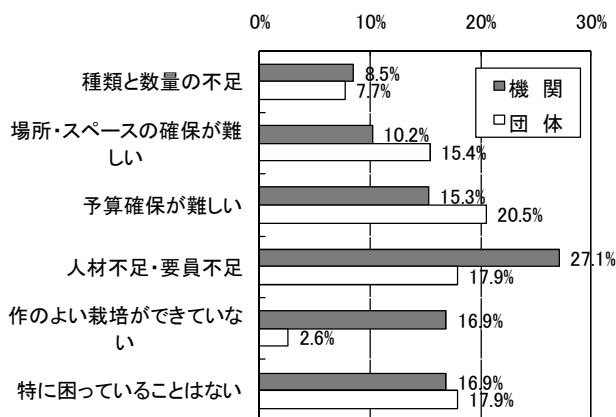


図 2 展示上の課題

このことから、機関では展示に関わる人材と要員が確保できておらず、展示に耐えられる優良な植物が提供できていない状況にあると考えられる。一方、団体では予算の確保等の財政的な負担に加えて、展示する場所が確保できていない現状にあることが推察される。特に、「作のよい栽培ができていない」という項目については両者の間に顕著な差異が見られ、機関においては、栽培技術を有する人材の不足が作用していると考えられる。「作」に関しては、後述する観賞作法への理解度を考慮すると、特に、機関については「作」そのものに関する認識が欠如していることも推察される。

また、団体についても、「『作』に関して問題はほとんどない」と文字通りに受け止めることには無理があると思われ、当該団体自身が機関と同様に、「作」に関する認識が欠如しているケースや、「上作^{補注 1)}」と誤解しているケースなども考えられる。

4. 3 品種の確定

品種の確定に関しては、図 3 に示すとおり「品種確定作業は実施していない」という項目への回答は、機関では 4 割以上に上ったが、団体では 2 割以下に留まった。また、「認定・登録を行っていない」という項目には、機関の 8 割近くが回答したのに対して、団体では 3 割以上が回答し、両者の間に顕著な差異が見られた。これより、機関においては、ほとんど認定・登録が行われていない現状にある。「品種確定を行える人材がいない」、「品種確定のマニュアルがない」という項目についても、機

関の方が団体よりも回答が多い傾向が見られた。「特に困っていることはない」という項目に対しては、団体の回答が多かった。このことから、品種確定に関して、機関、団体ともに品種上の疑義に関しての問題意識が低く、品種確定が伝統園芸植物の保存・継承を図る上で重要であること/の問題認識も低いことが見て取れる。

品種の確定、認定、登録については、現状では、①種苗法に基づいた農林水産省品種登録制度を利用する方法、②各々の機関、団体において規定の手続きにより実施する方法、の2つの方法がある。①について

は、機関で67機関中3機関、団体では27団体中2団体とわずかであったが、本制度は、新品種の育成者の権利を保護することによって、新品種の育成を振興し、産業の振興を図ることを主たる目的としている。本制度では、品種特性調査を実施するにあたり対象品種等との比較が必要とされる他、登録手続きに時間と労力を要し、必ずしも新品種として登録されることが確実ではない上に、登録手続きや登録後のパテントの維持に費用負担がかかる。したがって、伝統園芸植物のように商業的利用を前提としていない植物については、登録することで得られる利点が少なく、なじみにくい制度といえる。

一方、②については、機関で67機関中3機関とわずかであったが、団体では27団体中13団体が行っており、団体での実施率は高かった。認定の方法としては、認定の規定が書面で存在するとしたのが29団体中4団体にとどまっている。

以上のことから、農林水産省品種登録制度は伝統園芸植物の品種登録にはなじまないと判断され、伝統園芸植物に適した制度を新たに整備していく必要があるものと考えられる。また、品種の確定、登録の方法については品目ごとに具体的に検討を行う必要があることから、個々の品目特性を踏まえて第三者機関による客観的な品種の確定と登録に関する制度の早急な検討が必要と考えられる。

4. 4 増殖

増殖については、図4に示すとおり機関では56.8%が「行っていない」と回答したのに対して、団体では16.0%にとどまり、両者の間に顕著な差が見られた。また、増殖した品種を外部に「頒布している」割合については、機関では52.2%であるのに対して、団体では81.8%を占め、団体では頒布による収入が保存活動に当てられているものと推察される。

課題としては、「特に困っていることはない」と回答したところが機関では25.5%、団体では43.3%と最も多く、機関に比して団体の割合が高くなっていた。課題の中では、「増殖に当たる人材がいらない」

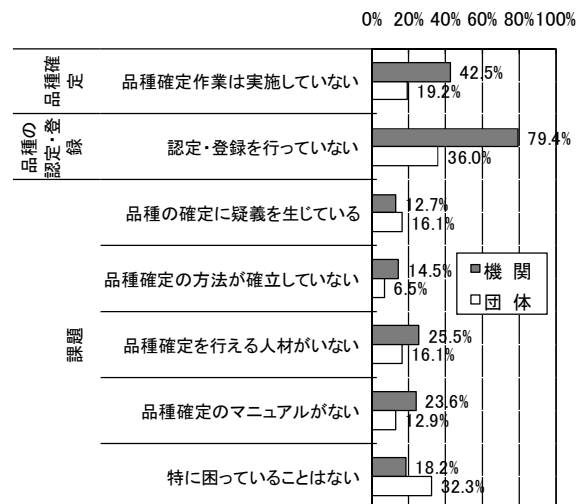


図3 品種の確定と課題

と回答したところが多い一方で、「増殖を指導する人材がいない」という回答は少なく、指導者よりも作業する人材の確保が必要と認識されていることが分かる。設問の中では、「増殖」を実施している機関、団体の比率が他の設問に比較するとやや多い傾向にあるが、増殖に当たる人材の問題については品種の確定とともに機関においてより課題を抱えていると考えられる。

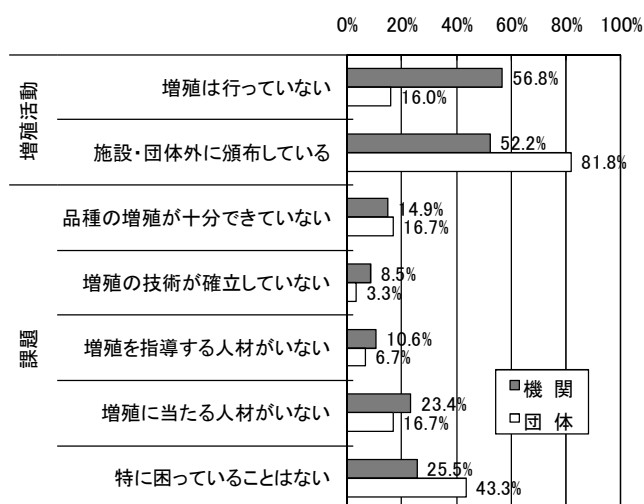


図4 増殖活動と課題

4. 5 栽培技術

栽培技術については、図5に示すとおり調査・記録を「行っている」と回答したところは、団体では1/2、機関では1/4であった。栽培技術に関する課題として、「栽培技術のマニュアルがない」との回答については、機関では19.6%、団体では6.7%と両者の間に差異が見られ、団体ではマニュアルに対する期待は低いことが窺える。増殖の項と同様、指導者よりも、栽培を担う人材が不足し

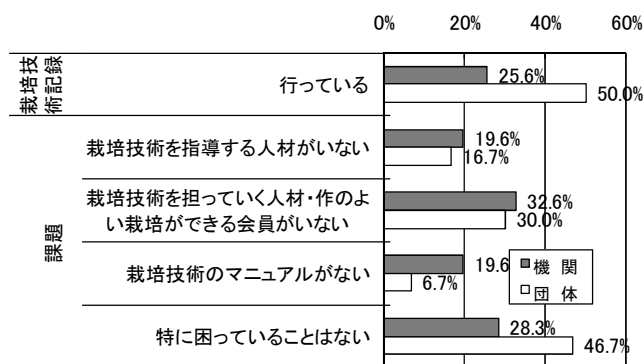


図5 栽培技術と課題

ていると回答したところが多かった。また、「栽培技術を担っていく人材・作のよい栽培ができる会員がいない」に関しては、機関、団体ともに約3割が指摘しており、保存・継承すべき栽培技術を有する人材の育成が大きな課題であることが指摘できる。

4. 6 観賞作法

観賞作法については、図6に示すとおり調査・記録を「行っている」と回答したところは、機関の2割に留まったが、団体では1/2に上った。団体では、伝統園芸植物に関して観賞作法への認識が機関よりも高いと推察される。また、機関においては観賞作法に対する理解そのものが低く、よくわからないまま展示等を行っている様子が窺われる。課題として、「観賞作法は重要視していない」と回答したところは、機関25.6%、団体26.9%とほぼ同様の傾向が見られ、伝統園芸植物の保存を図る上で、保存の担い手における鑑賞作法の重要性への認識は高くないと考えられる。「特に困っていることはな

い」との回答も、機関では 35.9%、団体では 57.7%を占めた。

一方、機関に比べると団体では観賞作法に対する認識はされているものの、指導者やマニュアルへの期待も低く、観賞作法を重要視していないとの回答が多いことを考慮すると、観賞作法そのものに関する理解の程度には疑問が残ることから、今後さらに精査が必要と考えられる。

「作」と同様に、観賞作法に関しては、伝統園芸植物の持つ重要性が必ず

しも明確に認識されていない傾向が見られ、配慮がなされているとしても、口伝や文献その他によって正確な観賞作法が伝承されていない可能性が考えられる。

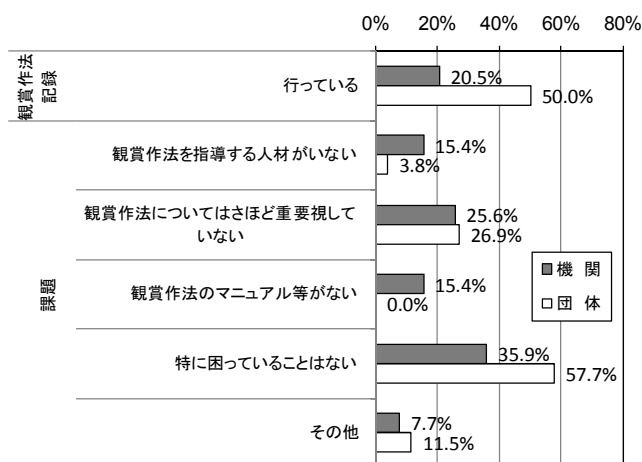


図6 観賞作法と課題

4. 7 保存・継承上緊急性を有する植物品目

表4に示すとおり、今回の調査の結果から機関、団体のいずれも保有していないか、またはいずれかが保有していない植物種が8品目であった。このうち、機関、団体のいずれも保有していないニシキランについては、保存・継承を図っている機関・団体の体制が不十分であり、一部の愛好家により保存が図られている可能性が高いと考えられる。また、機関、団体のいずれかしか保有していない植物はハナザクロ他の7品目であった。これらの品目についても、保有する機関と団体において適切な保存・継承がなされない場合には、今後消失する恐れが高く、保存の緊急性は高い品目と考えられる。

今回の調査では、修景用に植栽されている品目も回答に加わっていると推測されるため、品目を保有するとされる機関についても、必ずしも保存と継承の視点から収集と栽培がなされていない可能性も考えられる。特に、機関では栽培に従事する専門の技術者や要員が配置されていないことにより、栽培方法そのものが確立していない可能性も高く、かつ品種の確定、登録・認定についても適切になされていないことから、栽培技術の継承や品種の確定等について早急な対策が必要と考えられる。一方、団体においては、今回の調査からはそもそも品目ごとの回答団体が少なく、実際には保存・継承がされていても、該当の団体から回答がなかったことで保存・継承の実態が見過ごされている場合があることを考慮する必要がある。団体では、栽培技術はかろうじて維持されているものの、構成員の高齢化が進む中で、後継者が十分に育成されておらず、栽培技術が適切に伝承されないことによる衰退の可能性も指摘できる。このため、個々の植物の保存と継承の実態については、個別の品目に則してさらに詳細な実地調査を実施していくことが課題と考えられる。

表 4 保存・継承上緊急性を要する伝統園芸植物

植物名	学名	機関数	団体数	摘要
ハナザクロ	<i>Punica glanatum</i> cv. Pleniflora	2	0	
マンリョウ	<i>Ardisia crenata</i> Sims	1	0	
カキツバタ	<i>Iris laevigata</i> Fisch	0	1	
セキショウ	<i>Acorus gramineus</i> Soland	2	0	
ハラン	<i>Aspidistra elatior</i> Blume	1	0	
フクジュソウ	<i>Adonis amurensis</i> Regel et Rabbe	1	0	
ニシキラン	<i>Goodyera schlechtendaliana</i> Rchb. F.	0	0	
変化葉ノキシノブ	<i>Lepisorus thunbergianus</i> (Kaulf.) Ching	0	1	

おわりに

伝統園芸植物の収集については、機関と団体との間で大きな差異が見られ、現状では主に団体に大きく依存している実態が明らかとなった。園芸文化として発展した植物の保存と継承を図る上で、植物園等の機関が主体的な役割を担い切れていない中で、公的機関による保存継承策は何ら講じられていない実情となっていることが、本調査の結果からも浮き彫りとなった。

特に、日本の伝統園芸植物の保存と継承を図る上では、栽培技術の継承と適切な品種の確定と登録の仕組みが重要と考えられる。栽培技術の継承についても、現状では主として個別の植物種を保存・継承している団体に依拠していることが、本調査の結果からも裏づけられた。しかし、団体においては、構成員の高齢化等により栽培技術の継承を担う次世代の人材育成が十分になされていないことが保存・継承上の重要な課題と考えられる。本来その役割を積極的に担うことが期待される日本の植物園においては、栽培技術を担う要員の不在等により適切に実施されていない現状も窺うことができた。

また、品種の登録と認定では、現状ではそれぞれの団体毎に品種の確定と登録がなされており、確定の方法についても不十分な団体が多く見られた。現行の法制度として、種苗法に基づく登録・認定制度の活用も考えられるが、登録手続きに時間と労力を要する他、登録後のパテントの維持に費用が嵩む等から、その活用は登録によって大きな商業的な価値を得る可能性がある場合等に限られ、伝統園芸植物の品種登録の制度としてはなじまないと判断される。

さらに、機関、団体のいずれも保有していないか、いずれかしか保有していない伝統園芸植物については、保存の手立てが適切に講じられない場合には、現在保有されている品種が消滅することにより、伝統園芸植物種そのものが消失する危険性を有しており、保存の緊急性の高いことが明らかになった。

今後、わが国の伝統園芸植物を適切に保存・継承していくためには、伝統園芸植物の文化的価値を客観的に評価し、品種の確定や登録等を一元的に担う公的機関の存在と制度の確立を図ることが急務と考えられる。

補注

- 1) 「作」とは、品種が持つ特性と植物個体全体のまとまりにこだわる栽培様式を称する。特性が美しく発揮され草姿などの整った観賞価値の高い栽培品を「上作」として評価の対象とした。
- 2) 「芸」とは、「変り花」や「斑入り葉、変り葉」など、通常とは異なった形状の花や葉の微細な違いに着目した品種の特徴をいう。

引用文献

1. 絵で見る伝統園芸植物と文化, 柏岡精三・萩巣樹徳監修, 柏岡精三発行 (1997)
2. 園芸植物大事典 用語・索引, 田中 修, 小学館 (1994) 589pp.
3. 日本の伝統園芸植物, (財)国際花と緑の博覧会記念協会, (2009)86pp.

参考文献

1. 国際栽培植物命名規約第7版[日本語訳], 国際園芸学会, アボック社 (2008)
2. 花壇地錦抄(日本農業全書 54), 伊藤伊兵衛(1695 著),(社)農山漁村文化協会 (1995)
3. 花壇地錦抄/増補地錦抄, 伊藤伊兵衛三之丞/伊藤伊兵衛政武 (1710 著), 八坂書房 (1933)
4. 広益地錦抄, 伊藤伊兵衛政武(1719 著), 八坂書房 (1941)
5. 地錦抄附録, 伊藤伊兵衛政武(1733 著), 八坂書房 (1983)
6. 養菊指南車 (日本農書全集 55), 秀島英露(1819 著),(社)農山漁村文化協会 (1999)
7. 肥後六花撰, 肥後銘花保存会, 誠文堂新光 (1974)
8. 肥後銘花集・ガーデンライフ別冊, 肥後銘花保存会監修, 誠文堂新光社 (1975)
9. 肥後六花, 熊本日々新聞社 (1986)
10. 松葉蘭銘鑑, 日本松葉蘭連合会, 三心堂出版社 (1993)
11. 花と木の文化史, 中尾佐助, 岩波新書 (1986)
12. 幕末日本探訪記～江戸と北京～, ロバート・フォーチュン著 三宅馨訳, 講談社 (1997)
13. 新潮 (2007 年 7 月号 [盆栽特集]), 新潮社 (2007)
14. 江戸の園芸平成のガーデニング, 小笠原 亮, 小学館 (1999)
15. 標準日本史年表, 児玉幸多編, 吉川弘文館 (2008)
16. ボタン・シャクヤク, 妻鹿加年雄, 染井孝熙, 日本放送出版協会 (1983)
17. 朝顔を語る, 伝統の朝顔展示プロジェクト編, (財)国立歴史民俗博物館振興会 (2001)
18. 朝顔, 米田芳秋, 学習研究社 (2006)
19. ツツジ, 田村輝夫, 日本放送出版協会 (1977)
20. オモト, (社)日本おもと協会編, NHK 出版 (2000)
21. 日本サクラソウ, 鈴鹿冬二, 日本放送出版協会 (1976)
22. ツバキ・サザンカ, 中村恒雄, 日本放送出版協会 (1975)

Actual conditions and problems regarding the ongoing preservation and survival of traditional horticultural plants in Japan

Hiroataka Suzuki

Abstract

Japanese traditional horticultural plants rose to prominence during the Edo era and a unique horticultural culture was formed comprising new cultivars, cultivation techniques, and an appreciation of plants in general. However, since the Meiji Restoration, which ended the Edo era, the Japanese people's attitude toward horticulture has changed and the popularization of gardening and other such pursuits has meant that traditional horticultural plants have not always been adequately preserved and that some cultivars are now extinct. This research project sought to collate the fundamental data needed in order to preserve and ensure the ongoing survival of traditional horticultural plants by carrying out a questionnaire survey of the main botanical gardens in Japan and other such groups involved in their preservation. As a result, it was found that only 33 out of the 67 botanical gardens surveyed have preserved traditional horticultural plants in their collections, and that many of these plants were only being maintained because they were flowering varieties. On the other hand, while the preservation groups surveyed were found to have maintained many different cultivars in their collections, 21 species of plant had not been adequately maintained and are now threatened with extinction. We conclude that it is necessary to train more people in the correct cultivation techniques needed for traditional Japanese horticultural plants, and to establish a unified system of cultivar identification and registration in order to ensure their preservation and ongoing survival.